

令和2年3月3日  
(令和2年5月13日変更)

実習実施者  
監理団体 各位

外国人技能実習機構

監理団体及び実習実施者における  
新型コロナウイルス感染症に関する対応について

技能実習の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症に関して配慮すべき点についてとりまとめましたので、監理団体及び実習実施者におかれては、以下の点に留意し、技能実習の適切な実施に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 1. 感染防止対策

○ **職場における感染防止対策を徹底するとともに、技能実習生に対して手洗いや咳エチケット、マスク着用などの指導を行ってください。**

- ✓職場における予防法としては、まずは手洗いが大切です。こまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗うよう、技能実習生を指導してください。
- ✓咳などの症状がある技能実習生については、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえる「咳エチケット」を行うよう指導してください（咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなどを介して他者に病気をうつす可能性があります。）

### 【参考】

- ・新型コロナウイルスを防ぐには（2020年2月25日改訂版）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599643.pdf>（厚労省HP）
- ・一般的な感染症対策について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>（厚労省HP）  
※ ホームページには英語版、中国語版も掲載されています。
- ・手洗いについて  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>（厚労省HP）  
※ ホームページには英語版、中国語版も掲載されています。

・咳エチケットについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>（厚労省HP）

※ ホームページには英語版、中国語版も掲載されています。

○ **息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがあり、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、実習実施者又は監理団体から「帰国者・接触者相談センター」に連絡してください。**

- ✓息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合には、実習実施者又は監理団体が、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせを行い、その後、的確な対応を行ってください。
- ✓新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行いたい場合は、厚生労働省や都道府県等が設置している電話相談窓口へ相談してください。

【参考】

- ・ 各都道府県が開設している帰国者・接触者相談センター（令和2年2月13日時点）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)（厚労省HP）
- ・ 厚生労働省の電話相談窓口  
電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）  
受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）
- ・ 都道府県・保健所等による電話相談窓口  
[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona\\_news.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html)（首相官邸HP）

○ **監理団体が入国後講習を実施する際にも、感染防止策を徹底するよう留意してください。**

- ✓石けんによる手洗いでなく、講習会場にアルコール消毒薬を設置し、アルコール消毒を行うよう指導してください。
- ✓講習会場や受講人数について、座席間の距離が十分とれるようなものとなるよう配慮してください。
- ✓講師と受講者の距離が近い場合には、講師と受講者にマスクを着用するよう依頼してください。
- ✓発熱等の風邪症状が見られる技能実習生は、講習には参加させないでください。

## 2. 技能実習生の支援

○ 実習実施者や監理団体は、厚生労働省 HP 等の情報を参考に、技能実習生からの相談に的確に対応してください。

- ✓技能実習生の中には、日本語を十分に理解できないために、新型コロナウイルス感染症に対して大きな不安を抱いている方も多と考えられます。
- ✓このため、実習実施者（特に技能実習責任者や生活指導員）、監理団体の相談担当者は、技能実習生の目線に立ち、厚労省HPを参考にしながら、技能実習生からの相談に丁寧に対応してください。
- ✓また、外国人技能実習機構の母国語相談窓口では、新型コロナウイルス感染症に関することを含め、生活面の相談を受け付けていますので、技能実習生に周知してください。

### 【参考】

- ・ 新型コロナウイルス感染症について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○ 技能実習生が病院に行く場合には、必要に応じ、通訳が同行する等、円滑な受診ができるよう配慮してください。

- ✓技能実習生が日本語が不得意な場合、症状をうまく医療機関に伝えられなかったり、医師からの指示を十分に理解できなかったりすることが考えられます。
- ✓技能実習生が病院に行く場合は、必要に応じ通訳が同行するなど、円滑な受診ができるよう配慮してください。

### 【参考】

- ・ 外国人患者を受け入れる医療機関  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05774.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html)

### 3. 実習環境の整備

- 発熱などの風邪症状が見られる技能実習生が休みやすいような環境を整備してください。

✓技能実習生に発熱などの風邪の症状があるときは、休ませてください。休んでいただくことは技能実習生本人のためになるだけでなく、会社にとっても、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。

【参考】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html#Q1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html#Q1)（厚労省HP）

- 技能実習生の労務管理にあたっては、日本人労働者と同様の取扱いをしなければならないことについて改めて留意してください。

✓労働関係法令については、技能実習生についても日本人労働者と同様に適用されます。

✓新型コロナウイルスを原因とする休業の取扱いなどについても、日本人労働者と同様の取扱いが必要になります。

【参考】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する企業（労務）の方向け Q&A（令和 2 年 2 月 25 日版）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)